報告事項 1

令和元年9月定例県議会の概要について

令和元年9月20日から10月15日までの会期で開催された定例県議会にお ける教育委員会所管分の質疑状況等について、別紙資料に基づき報告します。

令和元年10月18日

総務課

令和元年9月定例県議会代表質問一覧

自由民主党代表質問 伊藤辰 夫

- 4 次代を担う人づくりについて
- (1)特別支援教育の充実について

一宮聾学校に通学している知多地域の聴覚障害のある幼児児童の長時間通学の解消に向け、どのような方策のもと取り組んでいかれるのか、知事のご所見をお伺いいたします。

新政あいち代表質問 西久保 ながし

5 あいちの学校教育について

自ら自分の将来を考える力を養う中学校でのキャリア教育の質の向上、そして、 次代を見据えた高等学校づくりに向けて、今後どのように取り組んでいくのか教育 長に伺います。

公明党代表質問 市 川 英 男

- 5 活力ある地域づくりについて
- (2) 魅力ある県立高等学校づくりについて
 - ア 県立高等学校教育推進実施計画について

第1期県立高等学校教育推進実施計画は本年度で計画期間が終了しますが、この5年間の取組をどのように評価し、今後、魅力ある高等学校づくりをどのように進めていかれるのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

イ 貧困の連鎖の解消について

将来的に貧困の連鎖を生じさせないために重要であると考えられるこうした 取組を、今後どのように展開していかれるのか、教育長のご所見をお伺いいたし ます。

令和元年9月定例県議会 代表質問(9月26日) 知事答弁要旨 自由民主党 伊藤辰夫議員

【質問要旨】

4 次代を担う人づくりについて

(1) 特別支援教育の充実について

一宮聾学校に通学している知多地域の聴覚障害のある幼児児童の長時間通学の解消に向け、どのような方策のもと取り組んでいかれるのか、知事のご所見をお伺いいたします。

【知事答弁要旨】

次は、特別支援教育の充実についてのお尋ねであります。

私は、知事就任以来、特別支援教育の充実に力を注ぎ、これまで2014年に「いなざ わ特別支援学校」、2018年に「大府もちのき特別支援学校」、そして、今年4月には 「瀬戸つばき特別支援学校」の3校の知的障害特別支援学校を新設開校し、過大化による 教室不足の解消を図ってきました。

さらに、2022年には、西尾市内に本県初となる知的障害と肢体不自由の学級を併置 する特別支援学校を新設開校いたします。

また、東三河山間地域の長時間通学の解消を図るため、2014年には、田口高校の施設内に豊橋特別支援学校山嶺教室を開校しましたが、田原市内への特別支援学校高等部の設置についても、早急に取り組むこととしております。

議員御指摘のように、聾学校は聴覚に障害のある子どもたちが言語や社会性を獲得するうえで重要な役割を担っておりますが、現在、知多地域から一宮聾学校へ1時間半をかけて長時間の通学をしている児童がいることについては承知しており、解決すべき重要な課題であると認識しております。

今後は、聾学校に通う幼児児童生徒の通学環境の改善が図られるよう、知多地域への分校、分教室の設置も含め、しっかりと取組を進めてまいります。

令和元年9月定例県議会 代表質問(9月26日) 教育長答弁要旨 新政あいち 西久保ながし議員

【質問要旨】

5 あいちの学校教育について

自ら自分の将来を考える力を養う中学校でのキャリア教育の質の向上、そして、次代を見据えた高等学校づくりに向けて、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

中学校でのキャリア教育の質の向上、そして、次代を見据えた高等学校づくりについてお尋ねをいただきました。

中学校におけるキャリア教育は、自らの将来を思い描きながら、目的意識をもって生徒が活動に取り組めるようにすることが大切であります。本県では、全ての公立中学生に3年間のうち一度は職場体験学習を行うこととしており、生徒自らが希望する体験先と連絡を取るなどのより主体的な取組も実践されております。

今後も地元の産業界の御協力をいただきながら、生徒が自分の将来を真剣に考えて勤 労観や職業観を育み、高等学校へもつながるようなキャリア教育となるよう努めてまい ります。

次に、高等学校については、産業界の代表者や学識経験者などの有識者で構成する愛知 県産業教育審議会において、毎年、産業教育の今後の在り方等について審議していただ いております。本年2月の答申では、生産現場のデジタル化など、急速な技術革新に対 応できる専門性の高い人材の育成は、ものづくり産業の集積する本県にとって、喫緊の 課題であるとの意見をいただいたところであります。

教育委員会といたしましては、こうした課題に対応し、本県の次代を支える人材を育成するため、産業界のニーズの変化を踏まえた工業高校の学科の見直しを進めてまいりたいと考えております。

令和元年9月定例県議会 代表質問(9月26日) 教育長答弁要旨 公明党 市川英男議員

【質問要旨】

5 活力ある地域づくりについて

- (2) 魅力ある県立高等学校づくりについて
 - ア 県立高等学校教育推進実施計画について

第1期県立高等学校教育推進実施計画は本年度で計画期間が満了しますが、この5年間の取組をどのように評価し、今後、魅力ある高等学校づくりをどのように進めていくのか、お伺いいたします。

イ 貧困の連鎖の解消について

将来的に貧困の連鎖を生じさせないために重要であると考えられるこうした取組を、今後どのように展開していかれるのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

ア はじめに、第1期の県立高等学校教育推進実施計画の取組の評価と今後の学校づく りについてお答えいたします。

教育委員会では、第1期実施計画に基づき、愛知総合工科高校、城北つばさ高校、新城有教館高校の新設、19校での学科改編、18校でのコース新設により、地域や生徒のニーズに応える特色ある学校づくりを進めてまいりました。また、キャリア教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーなど外部人材を活用した「チーム学校」の推進など様々な取組により、高等学校教育の充実を図ることができたと考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、第1期実施計画の策定後、社会の変化やニーズの多様化は急速に進んでおり、AI、IoT等の技術革新に対応したSTEM教育の充実や、AIの研究開発を担う科学技術系人材の育成などが求められております。

現在、教育委員会では、来年度からの5か年を計画期間とする第2期実施計画の策定を進めております。この計画では、新しい学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、生徒の多様なニーズに応える定時制・通信制教育等の充実、そして理数教育に特化した新時代に対応する学科の設置などに重点

的に取り組むこととしております。

こうした取組により、県立高校が魅力ある学びの場となるよう高等学校教育のさらなる充実を図り、新たな課題に果敢に挑戦するたくましい社会の担い手を育成してまいりたいと考えております。

イ 次に、将来的に貧困の連鎖を生じさせないための支援についてお答えをいたします。 議員御指摘のとおり、県教育委員会では、「若者・外国人未来応援事業」を201 7年度から開始し、就職やキャリアアップに有利となる高等学校卒業程度認定試験の 合格等を目指した学習支援を行っております。

この2年間で、学習支援を受けた97名のうち、27名が高等学校卒業程度認定試験を受験し、12名が合格をいたしました。合格者の中には、3年ほど引きこもっていた若者や、大学進学を目標に努力を続けてきた外国籍の若者もおり、キャリアアップを支援できたものと思っております。今年度は、就学や就職に困難を抱える、より多くの若者への支援が可能となるよう、従来の名古屋、豊橋、豊田の3地域に、新たに春日井及び知多地域を加えて、5地域で実施しております。

県教育委員会といたしましては、これまでも、関係機関や団体等とも連携し、リーフレットやチラシの配布による事業周知に努めてまいりましたが、今後は、義務教育終了以降も切れ目のない支援を行うため、高等学校等と一層の連携を図り、支援を必要とする方に直接この事業の情報が届けられる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

また、希望者がより身近なところで学習支援を受けられるよう、実施地域を「子どもが輝く未来へのロードマップ」、この中で目標に掲げる9地域まで拡大し、社会的・ 経済的な自立に向けた支援の充実を図ってまいります。

順	氏			名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
1	藤	原	宏	樹	自民	1 本県におけるスポーツの推進について			
						(1) アジア競技大会に向けて本県の選手育成について	スポーツ		知事答弁
						(2) 小学生・中学生の体力・運動能力向上に関する長期計画について	教育	保健体育課	
						2 ICT、プログラミングの普及について			
						(1) 小学校プログラミング教育を推進する取組に ついて	教育	義務教育課	
						(2) 学校でのICT環境整備について	教育	義務教育課	
						3 豊川市内の幹線道路整備について			
2	福	田	喜	夫	新政	1 防災・減災対策について	防災 建設		知事答弁
						2 愛知県防災航空隊について	防災		
						3 モータースポーツと交通安全について	警察		
3	丹	羽	洋	章	自民	1 国民健康保険について	保健		
						2 児童虐待について			
						(1) 歯科医師との連携強化について	保健		
						(2) 他の関係機関の連携強化について	福祉		
						(3) 「介入」と「支援」の対応について	福祉		
						(4) 中核市への児童相談所の設置について	福祉		
						(5) 一時保護所への長期入所について	福祉		
						(6) 長期入所児童・生徒への教育について	教育	義務教育課	
						(7) 児童福祉司や児童心理士の確保と資質向上に 向けた取り組み	福祉		
						(8) 職員の処遇改善について	福祉		
						3 伊勢湾の港湾ビジョンと三河湾の港湾計画改訂 について	建設		知事答弁
4	加	藤	貴	志	公明	1 多胎児支援について	保健		
						2 シニア世代の子育て支援活動への参加促進につ いて	福祉		

						
順	氏 名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
5	高木ひろし	新政	急増するアジア系留学生の現状と県の対応につ いて	県民 政企		
			2 県教育委員会における障害者雇用率達成に向け た諸施策について			
			(1) 障害者雇用率について	教育	総務課 教職員課	
			(2) 合理的配慮指針に基づいた具体的な配慮基準 について	教育	教職員課	
			(3) 学校のバリアフリー化について	教育	財務施設課	
6	今 井 隆 喜	自民	1 アジア競技大会における輸送計画について	スポーツ 建設		
			2 介護人材不足対策について	福祉		
			3 生活介護事業所における経営課題について	福祉		
7	安井伸浩	新政	1 南海トラフ地震対策			
			(1) 民間住宅の液状化対策について	建築		
			(2) 防潮扉や水門の閉鎖について	建設		
			2 公営住宅の目的外使用について	建築 福祉		
8	辻 秀 檍	自民	1 リニモ沿線の地域づくりについて	都整		
			果立芸術大学におけるメディア映像専攻の開設 2 について	県民		知事答弁
			3 AEDについて	保健 防災		
9	村瀬正臣	自民	1 がん対策について	保健		
			2 青木川の治水対策について	建設		
10	鳴海やすひろ	新政	1 ジェンダーレス制服の導入について	教育	高等学校教育課	
			2 農業の振興に向けて			
			(1) 農業従事者の人材不足問題について	農水		
			(2) 農福連携について	農水		
			(3) 「農泊」の促進について	農水		

					ı		ı	女只云心汤味	
順	氏			名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
11	ひいた	なも	と利	口仁	自民	1 愛知デスティネーションキャンペーンについて	観光		知事答弁
						2 ひとり親家庭に対する支援について	福祉		
						3 知の拠点あいち重点研究プロジェクトについて			
						(1) II 期の研究成果について	経産		
						(2) Ⅲ期の内容について	経産		
12	南	部	文	宏	自民	1 障害者スポーツの振興について	スポーツ		
						2 商工会等と連携した小規模事業者支援について	経産		
						3 サービス産業の振興について	経産		
13	樹	神	義	和	新政	1 本県産業のイノベーションの推進について	経産		知事答弁
14	杉	江	繁	樹	自民	1 中部国際空港について	建設 観光		
						2 山車まつり文化の継承について	教育	文化財保護室	
15	高	桑	敏	直	自民	「ロボットカップアジアパシフィック大会」及び「ワールドロボッ 1 トサミット」の開催に向けた取組について	経産		
						2 外国人児童生徒教育の現状を踏まえた取組と今 後の対応について			
						(1) 外国人児童生徒の母語の多様化に対する支援 の充実について	教育	義務教育課	
						(2) 日本語指導担当教員の配置について	教育	財務施設課	
						(3) 外国人生徒が将来に向けて展望を描いていく ことができる方策について	教育	高等学校教育課	
						3 五条川の治水対策について	建設		
16	朝	倉	浩	_	新政	1 障がい児福祉サービスの充実について	福祉		
						2 不登校について			
						(1) フリースクールの現在の状況について	教育	義務教育課	
						(2) 不登校の生徒への進路指導について	教育	義務教育課	
						(3) ひきこもり対策について	保健		

							1A FI .	妥貝会総務課	•
順	氏			名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
17	中	村	竜	彦	自民	人口減少社会における県営住宅の在り方につい て	建築		
						2 合計特殊出生率を上げるための奨学金対策につ いて	労働		
						3 会計年度任用職員制度の導入に伴う非常勤講師 の待遇について			
						(1) 小中学校の非常勤講師について	教育	教職員課	
						(2) 非常勤講師の勤務条件等について	教育	教職員課	
18	石	井		拓	自民	1 有料道路コンセッションについて	建設		
						2 農林水産物輸入拡大について	農水		
19	松	本ま	きも	る	新政	熊本地震などの教訓を踏まえた地震防災対策に ついて			
						(1) 本県の避難所運営の取り組みについて	防災		
						(2) NPO・ボランティア等との連携について	防災		
						(3) 瓦礫の処理について	環境		
20	荻	原	宏	悦	公明	1 外国人の日本語教育支援について			
						(1) 小中学校における県教委の支援について	教育	義務教育課	
						(2) 日本語教育における関係機関等との今後の連 携強化について	教育	義務教育課	知事答弁
						(3) 日本語教育推進のための教員採用について	教育	教職員課	
						2 土砂災害対策について	建設		
						3 停電時における滅灯信号機対策について	警察		
21	中	根	義	高	自民	1 食品衛生について	保健		
						2 里親制度について	福祉		
22	神	谷ま	さび	トろ	無所属	1 愛知の地方創生について	政企		
						2 刈谷市内の治水対策について	建設		

令和元年9月定例県議会 一般質問(9月27日) 教育長答弁要旨 1番 自由民主党 藤原宏樹議員

【質問要旨】

- 1 本県におけるスポーツの推進について
 - (2) 本県の小・中学生の体力・運動能力について

本県の小・中学生の体力・運動能力が長年にわたり、低い順位となっている原因とアジア競技大会を控え、スポーツ王国あいちを目指す本県として子供たちの体力・運動能力向上に具体的な長期計画を立て、積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、本県のお考えをお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

(2) 本県におけるスポーツの推進のうち、小学生・中学生の体力・運動能力向上に向けた取組についてお答えをいたします。

2016 年度から 2020 年度を計画期間とする「あいちの教育ビジョン 2020」では、「子どもは面白いから運動をする」、これを基本的な考えとして作成いたしました、「体力向上運動プログラム」の普及を図り、学校体育の充実に取り組むこととしております。現在、このプログラムは全ての小学校で活用されております。

しかしながら、昨年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における本県の体力合計点の平均値は、小学校・中学校の男女とも、前年の数値を上回っているものの、全国平均値を大きく下回っております。また、運動習慣についても、授業を除いた「1週間の総運動時間が 60 分未満」と回答した児童生徒の割合が高くなっております。

総運動時間の短い児童生徒は、必然的に体力合計点が低くなる傾向にありますことから、県教育委員会といたしましては、こうした児童生徒に対する重点的な取組が必要だと認識しております。このため、昨年度から、運動が苦手な児童に対するきめ細かい指導を充実し、自ら運動に親しむ児童に育てるために、新たに県内の大学と連携して、教員を目指す大学生を小学校へ派遣する体育授業サポーター派遣事業を実施しております。

さらに、来年度策定する、2025年度までを計画期間とする新たなあいちの教育ビジョンでは、運動が好きな児童生徒の割合を高めることを目標に掲げまして、新た

な体力向上運動プログラムを作成するなどいたしまして、本県小中学生の体力合計 点が少しでも上向くよう計画的にしっかりと取り組んでまいりたいと考えており ます。

令和元年9月定例県議会 一般質問(9月27日) 教育長答弁要旨 1番 自由民主党 藤原宏樹議員

【質問要旨】

2 ICT、プログラミングの普及について

- (1) 来年4月に全面実施されるプログラミング教育に対し、本県としてどのように取り組んでいるのか、また今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。
- (2) 本県における I C T環境の整備の現状と今後の取り組みについて、お伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

(1) 次に、ICT、プログラミングの普及について、2点お尋ねをいただきました。 初めに、小学校プログラミング教育を推進する取組についてお答えをいたします。 プログラミング教育は、算数、理科等の各教科で主にコンピュータのソフトを使って、課題解決のプログラムを作りながら論理的な思考力を高めることを大きなねらい としております。本県でも小学校プログラミング教育について先進的に取り組んでいる市町村はありますが、取組状況については、市町村の間でばらつきがあるのが現状であります。

県教育委員会では、有識者、学識経験者の代表からなる義務教育問題研究協議会に おきまして、昨年度から小学校プログラミング教育を進める上での基本的な考え方や 授業づくりについて協議を進めてまいりました。その成果として、本年3月には、「小 学校プログラミング教育の在り方」を取りまとめました。

さらに、新学習指導要領の全面実施を翌年に控え、実際の授業に役立つ実践事例等を求める声も上がってきており、本年度は、教員が授業づくりにすぐに取り組むことのできる実践的な事例集を発行してまいります。

また、来年度から全ての小学校で着実にプログラミング教育が実施されるよう、各学校における推進リーダーの選任を進めるとともに、今年度中に本県における小学校プログラミング教育の取組指針を作成し、推進体制を整えてまいります。

(2) 次に、学校でのICT環境整備についてであります。

議員ご指摘のとおり、文部科学省が行った「教育の情報化の実態等に関する調査」に おきましては、教育用コンピュータの整備が県全体として全国水準を下回る状況にあり ます。

これまで、小中学校のICT環境整備のため、市町村に対し地方財政措置が講じられてきましたが、各市町村の認識に差があり、市町村間のICT環境の整備状況については、格差が大きくなっているのも事実でございます。

今後、プログラミング教育を充実していくためには、学校でのICT環境整備は急務であります。

本年6月には、「学校における情報通信技術の活用ための環境の整備」を基本的な施策の一つに位置付けました「学校教育の情報化の推進に関する法律」が公布、施行されました。県教育委員会といたしましては、この法律の周知に努めるとともに、各市町村において、ICT環境の整備が計画的に推進されるよう強く働きかけてまいります。

また、国が市町村に対して行うアドバイザーの派遣や、ICT活用教育アドバイザーによる説明会への参加などを促すとともに、ICT機器の整備やプログラミング教育の推進・啓発に関する新たな方策を検討し、小中学校における教育の情報化に向けた取組を強力に支援してまいります。

令和元年9月定例県議会 一般質問(9月27日) 教育長答弁要旨 3番 自由民主党 丹羽洋章議員

【質問要旨】

2 児童虐待について

- (6) 長期入所児童・生徒への教育について
 - 一時保護により、学校へ登校できない児童生徒への出席の取り扱いなどの対応と、 学校復帰後の補習等の支援状況はどのようになっているのかお伺いする。

【教育長答弁要旨】

(6) 一時保護されている児童生徒への学校における対応について2点、お尋ねをいただきました。まず、児童生徒の出席の取り扱いについて、お答えをいたします。

文部科学省より、2015年7月に「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」という通知が出されております。

各学校では、この通知に基づきまして、児童相談所と連携を図りながら、一時保護所における相談・指導の状況や、児童生徒の生活、学習の状況等を把握した上で、出席扱いにするかどうかを判断をいたしております。

次に、児童生徒が学校復帰した際の対応につきましては、一時保護所における学習の進度等を確認した上で、授業においてティーム・ティーチングや少人数指導を行ったり、授業後に補習をしたりするなどをして支援体制を整え、学習の遅れが生じないようにしております。

今後も、児童相談所や、市町村の福祉担当部局が所管する要保護児童対策地域協議 会あるいは個別ケース検討会議等、関係機関との連携を密接にいたしまして、一時保 護された児童生徒一人一人に寄り添いながら、適切に対応をしてまいります。

令和元年9月定例県議会 一般質問(9月27日) 教育長答弁要旨 5番 新政あいち 高木ひろし議員

【質問要旨】

- 2 県教育委員会における障害者雇用率達成に向けた諸施策について
 - (1) 本年6月1日現在の障害者雇用率はどうであったか。

また、来年度採用の教員採用選考試験において約30人という障害者枠を設けたが、選考の結果はどうであったか。

教員の採用だけでは障害者の法定雇用率を達成することは非常に難しいものと思うが、教員以外の職員採用については、どのように考えているのか。

- (2) 厚生労働省の合理的配慮指針に基づいた具体的な配慮基準を作るべきではないか。
- (3) 学校のバリアフリー化として、長寿命化のための大規模改修の際にエレベーターを 設置することについて、どのように考えているかをお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

(1) 教育委員会における障害者雇用について何点か、お尋ねをいただきました。

まず、本年6月1日現在の障害者雇用率につきましては、8月下旬の厚生労働省からの通知を受けまして、現在、調査を行っているところでございます。

次に、来年度採用の教員採用選考試験の結果につきましては、本日付けで受験者に合否の結果を通知したところでありますが、障害者枠の選考の結果につきましては、 志願者は22人ございまして、うち9人の方を合格といたしました。

次に教員以外の職員採用についてでございます。

これまでも、人事委員会が実施する「身体障害者を対象とした市町村立小中学校職員採用選考」により、身体障害者を採用してまいりましたが、今年度から、知的障害者及び精神障害者も受験できるよう対象者を拡大したところであります。

また、教育委員会では、知的障害者を対象に、正規職員として、実習助手や現業職員の採用選考を実施してまいりましたが、今後、新たな職域への採用も検討してまいりたいと考えております。

さらに、県立学校におきまして、資料印刷、図書整理等の学校業務を補助する非常 勤の職員として採用するなどの取組みを検討いたしまして、障害者雇用率の向上に努 めてまいりたいと考えております。

(2) 次に、障害者への配慮についてお尋ねをいただきました。

厚生労働省が2015年3月に策定した雇用の分野における合理的配慮指針では、 基本的な考え方の一つとして、「合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主と の相互理解の中で提供されるべき性質のものであること」が示されております。また、 「合理的配慮は個々の労働者の障害の状態や職場の状況に応じて提供されるものであ るため、多様性があり、かつ、個別性が高いものである」とされております。

厚生労働省の指針のこうした考え方に沿って、障害者と事業主がしっかりと話し合った上で、個別にどのような措置を講ずるかを決定することが重要であると考えております。

したがいまして、教育委員会といたしましては、2016年4月に「合理的配慮指針に関する対応要綱」を制定いたしまして、障害のある職員からの相談体制を整備するなど、適切に対応しているところであります。今後も、厚生労働省が取りまとめた「合理的配慮指針事例集」などを参考にしながら障害のある職員の個々の事情に応じて対応してまいりたいと考えております。

(3) 次に、県立学校におけるバリアフリー化についてお答えをいたします。

これまで、エレベーターの設置につきましては、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の制定以降、設置が義務付けられております、3階以上で、かつ床面積 2,000平方メートル以上の建物を新増築する場合に整備をしてまいりました。

既存の建物へのエレベーターの設置につきましては、設置スペースの確保や、費用の面などで効率的な整備が困難でありますことから、本年3月に策定いたしました「県立学校施設長寿命化計画」の標準的な整備内容には盛り込まなかったところでございます。

なお、この先も、長寿命化になじまない建物を建て替える際には、条例の定めに従い、エレベーターを整備してまいります。

また、エレベーターが未設置の学校に車椅子を利用する教職員が在籍することとなった場合には、これまで車椅子を利用する生徒が入学したときと同様に、車椅子に乗ったまま移動できる階段昇降機を配備してまいります。

今後とも、個別の実情に応じた対応のほか、スロープ、手すりの設置やトイレの床の段差解消などにつきましては、長寿命化計画の標準的な整備内容に沿って取り組む

ことで、県立学校のバリアフリー化を着実に進めてまいります。

【再質問要旨】

- (1) こうした、大幅に最悪の障害者雇用という実態をいつまでいったい続けるのでしょうか。雇用受入れの実際には今いろいろご紹介もありましたが、ソフト面の対策やハード面のバリアフリー化など様々な体制が整わなければなりません。昨年度の障害者雇用率では約300人が不足している実態があるが、いつまでに解消を目指して障害者雇用を進めていこうとされているのか。目標時期や採用方法についてお示しをいただきたい。
- (2) エレベーターの問題でありますが、再び、新築や改築の場合にしかエレベーターを付けないんだという姿勢をお答えされましたけれども、しからば、一体、県立高校150校にエレベーターの設置を進めるという計画、方針がお持ちでないのかと。バリアフリー法、人にやさしい街づくり条例は、もちろん、新築、改築の時には付けよと義務付けをしておりますけれど、既存の建物についても当然エレベーターを含んだバリアフリー化は進めるべきというようにしております。特に公共施設については。この趣旨に則ってですね、エレベーター設置について計画化、その方針というものをお聞かせいただきたいと思います。

【教育長答弁要旨】

(1) 障害者雇用に関して2点の再度の質問をいただきました。

まず、障害者の法定雇用率をいつまでに達成するかということでございますが、 教育委員会といたしましても、障害者の法定雇用率をできるだけ早期に達成しなければならないと考えております。

このため、先ほど申し上げましたが、本年度から教員採用選考試験において、新 たに障害者採用枠を設けまして、9人を合格とさせていただきました。

しかしながら、議員のご指摘にもありましたように、教員として採用するためには、教員免許資格が必要でございますので、教員の中で障害者を一度に大量に採用するというのはなかなか難しい面がございます。

したがいまして、事務職員あるいは実習助手、現業職員、さらには今後、学校業務を補助する非常勤職員など、教員以外の職域職種で工夫をいたしまして、新たな採用など、考えながら、地道に着実に障害者雇用の拡大に取り組みまして、できる

だけ早期に法定雇用率を達成できるよう努力をしてまいります。

(2) 障害者雇用を進めていく上では、エレベーターの設置を含めたバリアフリー化は有 効な手段、方法であると私も考えております。

しかしながら、長寿命化の推進に当たりましては、膨大な県立学校施設が対象となっておりますので、全体として事業費を効率的に縮減を図りつつ、平準化を図って、また一方でスピード感をもって取り組んでいかなければならないと思っております。 改修工事に併せてエレベーターを設置する標準的な取扱にすることはなかなか難しい状況でございます。

今後とも、個々、個別の実情に応じた対応のほかに、先ほども申し上げましたが、 スロープや手すり、それから多目的トイレといったような、長寿命化計画の中で標準的な整備内容にしておりますことにつきましては、しっかりと取り組むことで、 県立学校のバリアフリー化を着実に進めてまいります。

令和元年9月定例県議会 一般質問(9月30日) 教育長答弁要旨 10番 新政あいち 鳴海やすひろ議員

【質問要旨】

1 ジェンダーレス制服の導入について

本県の県立高等学校において、生徒が制服を選択する際、どのような運用となっているのか、伺う。

あわせて、生徒が自由に選択できるジェンダーレス制服の県立高等学校への導入についてのご所見も伺う。

【教育長答弁要旨】

ジェンダーレス制服についてお尋ねいただきました。

県立高等学校における制服は、各学校において定められており、生徒が学校生活に誇りと愛着をもち、健全な学校生活を送る上で一定の教育的意義があると考えております。 高等学校では、学科改編や、周年となる年度の記念行事などにあわせて制服を変更するケースがありますが、その際に、女子がスカートとスラックスを選択できるようにした学校も増えつつあり、現在、16校がそのような制服となっております。

その他の学校におきましては、自分の認識する性別との不一致により制服の着用に抵抗がある生徒に対し、生徒本人・保護者の意向を十分確認した上で、自認する性別の制服・衣服や体操着の着用を認めるなどの配慮を行っております。

議員ご指摘のとおり、全ての子どもたちが安心して笑顔で学校生活を送ることができるようにしていくことは重要であります。

現在、学校では、自認する性別に悩む生徒の負担を軽減できるよう、多目的トイレの使用や、修学旅行での配慮などの支援を行っております。制服についても、こうした生徒たちへの配慮として重要であると認識しておりますので、各学校の実情や時代の変化、生徒のニーズ等を踏まえ、女子のスラックスの設定など、生徒が性別に関係なく選べる制服の導入について検討するよう、機会を捉えて学校へ促してまいりたいと考えております。

【要望要旨】

教育長からお答えいただきましたジェンダーレス制服の導入についてということでございますけれども、これは非常に今すぐにというのは難しい話だということは承知をしておりますが、今、このときにも性別と服装の不一致で、制服の不一致で、苦痛に耐えながら授業を受けている、そういう学生がいることを忘れてはいけない、このように思います。早期の導入に向けて各学校で協議を進めてください。

そしてジェンダーレス制服というのはLGBTの方以外の方にも大変歓迎をされております。寒い冬の日に女子生徒がスカートじゃなくてスラックスが認められていたらどれだけよかったか。本当に寒かった。今、通う子どもたちもそうやって言っております。また、先日、私の地元の地下鉄の駅で県立高校に通う女子生徒がスマートフォンでスカートの中を盗撮されるという事件が起こりました。こうした性的被害、こういう犯罪からも子どもたちを守っていけるという観点もあるのかなというふうに思っております。

この選択できる制服が愛知県に広がって、LGBTの学生、そうでない学生みんなが幸せで、その子どもたちの笑顔がもっともっと愛知に輝くことを心から願いながら要望とします。ありがとうございました。

令和元年9月定例県議会 一般質問(9月30日) 教育長答弁要旨 14番 自由民主党 杉江繁樹議員

【質問要旨】

2 山車まつり文化の継承について

少子高齢化等の社会状況の変化を背景に地域の貴重な文化財の保存・継承が全国的に も課題となる中、山車の保存・修理や専門的な技術者の養成にどのように取組んでいる のか。

【教育長答弁要旨】

山車まつり文化の継承に向けた山車の保存・修理及び専門的な技術者の養成への取組に ついてお答えいたします。

山車まつりを保存し、次世代に継承していくためには、地域での個々の取組に加えまして、保存団体、市町、県が一体となった取組が重要であると認識いたしております。

このため、「あいち山車まつり日本一協議会」におきましては、2017年度からクラウドファンディングを活用して、山車をはじめ祭礼用具の修理に必要な資金調達を支援するとともに、まつりの保存・継承に積極的に取り組んでいる他県の保存団体を招いた研修会の開催などに取り組んでおります。

また、地域の保存団体が行う山車の修理などにつきましては、国及び県指定の民俗文化財を対象とした補助事業により、支援を行っております。

本年度は、国指定文化財では、半田市の亀崎潮干祭保存会はじめ4事業に対しまして、 県指定文化財では、豊田市の旧東町挙母祭山車保存会に対しまして山車の保存修理に補助 金を交付する予定でございます。

さらに、文化財の保存にあたっては、伝統的な技術や技能が不可欠であります。このため、文化庁では、「選定保存技術」を定め、その保持者として認定された団体等が行う伝承 者養成事業に対して補助金を交付しているところでございます。

教育委員会といたしましては、引き続き、保存団体や市町と協議しながら「あいち山車 まつり日本一協議会」の取組を推進し、山車まつりの保存・継承に努めてまいりたいと考 えております。

令和元年9月定例県議会 一般質問(9月30日) 教育長答弁要旨 15番 自由民主党 高桑敏直議員

【質問要旨】

- 2 外国人児童生徒教育の現状を踏まえた取組と今後の対応について
 - (1) 外国人児童生徒の母語の多様化が進む中、各市町村においてよりきめ細かな対応が 必要になってくると考えますが、県教育委員会としてどのように支援の充実を図っ ていくのか、お伺いします。
 - (2) 外国人児童生徒の増加が進む中、県教育委員会として、小中学校における日本語指導担当教員の配置について、今後どのように充実を図っていくのか、お伺いします。
 - (3) さらに、外国人生徒が高校進学などの進路を考える際に、進路選択への不安を軽減し、将来に向けて自分の夢や展望を描いていくことができるようにするために、 どのような方策を講じていくのか、伺う。

【教育長答弁要旨】

(1) 外国人児童生徒教育の現状を踏まえた取組と今後の対応について御質問をいただきました。初めに、外国人児童生徒の母語の多様化に対する支援の充実についてお答えをいたします。

現在、県内の外国人児童生徒の多い市町村の教育委員会は、独自に語学相談員を配置し、日本語初期指導の補助や学校生活についてのアドバイス、保護者との面談時の通訳などを行っております。しかし、中には、人材面や財政的な面などから十分な対応が難しい市町村もございまして、そうした市町村を支援するため、県教育委員会では、県内5つの教育事務所にポルトガル語4名、スペイン語4名、フィリピノ語3名、合わせて11名の語学相談員を配置し、市町村教育委員会の要請に応じて学校へ派遣をしております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、外国人児童生徒の母語の多様化が急速に進んでおります。したがいまして、これまでの取組では、児童生徒一人一人にきめ細かな対応をすることが難しい状況となっております。

今後は、母語の多様化を重要課題と捉えまして、市町村教育委員会が取り組む日本語初期指導を一層充実させるための指導者の確保や、多言語に対応できる通訳機

などのICT機器の配備について、国庫補助事業を活用するなどいたしまして、よりきめ細やかな外国人児童生徒への対応を進めてまいりたいと考えております。

(2) 次に、日本語指導担当教員の配置についてでありますが、今年度は、2018年度 の542人から60人増員し、名古屋市を含めまして602人を配置しているところ であり、このうち88人は、国の法定数とは別に本県単独で措置し、配置の充実に努めているところでございます。

この担当教員の配置につきましては、本県独自の配置基準を定めており、対象の児童生徒の増加、あるいは特定の地域への集中などの状況を考慮し、順次、増員を図ってまいりました。

2015年度に見直した現行の基準では、小学校においては、対象児童が10人以上の学校に担当教員1人を、以降20人ごとに1人増員することとし、171人以上の場合の担当教員9人を上限としております。

また、中学校においては、対象生徒が10人以上で担当教員1人を、以降10人ごとに1人増員することとして、81人以上の場合の担当教員8人を上限としております。

しかしながら、本県では、現行基準に見直した2015年度以降も対象の児童生徒が増え続け、小学校では171人を、中学校では81人を大きく上回る学校も生じてまいりました。

日本語指導が必要な児童生徒数は、今後、さらに増加していくことが見込まれますので、国に対して早期の定数改善を働きかけるとともに、引き続き、対象の児童生徒の在籍状況に応じて、担当教員の配置の充実に努めてまいりたいと考えております。

(3) 最後に、外国人生徒が、将来に向けて自分の夢や展望を描いていくことができるようにするための方策についてであります。

議員お示しのとおり、外国人生徒が高校進学などの進路選択の際に抱く不安は、日本語能力が不十分なことや、学費等の経済的な問題などによるものが多いと考えております。

県教育委員会では、こうした不安を軽減するための方策を、これまでさまざまに講 じてまいりました。

公立高等学校の入学者選抜においては、外国人生徒が志願しやすくなるような配慮 を行っております。全日制課程では外国人生徒を対象に、学力検査を国語、数学、英 語の基礎的な内容とし、問題の漢字にはルビを振る特別選抜をこれまで9校で実施しておりましたが、来年春の入試から実施校に岩倉総合高校と知立高校の2校を加え、11校に拡大をしてまいります。定時制課程では、これまで前期選抜で学力検査問題の漢字にルビを振るなどの外国人生徒への配慮を行っておりましたが、来年春の入試からは後期選抜でも実施することとしております。

また、県教育委員会のホームページに、こうした入学者選抜における外国人生徒へのさまざまな配慮と、就学支援金制度や奨学給付金制度等の経済的負担軽減制度について、スペイン語やポルトガル語などの多言語で掲載し、周知に努めてまいりました。さらに、高校入学後には、語学支援員の配置に加えて、就労アドバイザーの配置や、多言語に対応できる通訳機の配備により、外国人生徒の学習活動や進路選択など、学校生活全般において支援を拡充しております。

このような外国人生徒への配慮について、今後、一層周知に努め、より多くの外国 人生徒が自らの将来の夢や展望をしっかりと持って高校に進めるような環境を整えて まいりたいと考えております。

令和元年9月定例県議会 一般質問(10月1日) 教育長答弁要旨 16番 新政あいち 朝倉浩一議員

【質問要旨】

2 不登校について

- (1) フリースクールの現在の状況について フリースクールと学校との連携について、現在の進捗状況はどのようになってい るか、また、今後の進め方について伺います。
- (2) 不登校の生徒への進路指導について 不登校の生徒への進路指導を今後どのように進めていくか、伺います。

【教育長答弁要旨】

(1)「不登校について」2点、お尋ねをいただきました。

まず、フリースクールと学校の連携についてお答えをいたします。

フリースクールとは、不登校児童生徒が、小中学校に在籍した状態で、一人一人の 状況に応じて、適切な指導や支援を受けるために通所する民間の施設でございます。

2018年度には、名古屋市を除いて小学生88名、中学生87名、合計175名 の不登校児童生徒が33のフリースクールに通っておりまして、フリースクールに通 所する児童生徒数及び施設数共に、年々増加傾向にございます。

これらの施設へは、市町村を越えた広域からの通所となりますので、児童生徒が在籍する学校との日常的な連携が図りにくいという課題がございました。こうした中、2016年9月に出された文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について」、この通知によりまして、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携することとされましたので、学校とフリースクールの連携は、以前より緊密となりました。現在、フリースクールに通所する児童生徒が在籍している学校の多くは、教員がフリースクールを訪問して学習状況や生活状況を把握しておりますが、中には、連携が十分にできていない学校もございます。

こうしたことから、改めまして学校とフリースクールとの連携がより一層図られるよう、市町村教育委員会に働きかけをしております。

なお、県教育委員会といたしましても、毎年、複数のフリースクールを訪問いたしまして、施設長や職員と情報交換をするなどいたしまして、教育環境や活動内容の把握に努めております。

今後も、全ての学校がフリースクールと密接な連携を図り、情報を共有しながら、

不登校児童生徒の状況に応じたよりよい支援がなされるよう、しっかりと取り組んで まいりたいと考えております。

(2) 続きまして、不登校生徒の進路指導についてお答えをいたします。

不登校生徒への進路指導は、個々の生徒の状況に応じたきめ細やかで丁寧な指導が 必要であると考えております。

このため、全日制の高等学校を希望している生徒に対しては、公立高等学校において実施している、「長期欠席者等に係る選抜方法」や、私立の高等学校において実施している、不登校生徒に対する特別な入試制度について、進路選択の参考となるよう、各中学校が、生徒や保護者に対して、個別に詳しく情報を提供しております。さらに、定時制や通信制等の高等学校、あるいは、専修学校等を希望する場合には、学費や教育内容、修業年限等、様々な情報を提供すると同時に、生徒や保護者に学校見学を勧め、自分の状態やペースに合わせて学ぶことができる学校かどうかを判断してもらうよう、指導をしております。

最近では、広域通信制の学校を選択する生徒も増えております。このように進路選択の幅が広がっている現状にありますので、これまで以上に、進路先の教育内容や学費等について、本人や家庭の状況に応じたきめ細やかな進路指導をしていくことが重要になっております。

引き続き、生徒の可能性や特性を踏まえ、不登校生徒が社会的に自立し、将来に夢をもつことができるような進路指導が各学校でなされるよう、市町村教育委員会に対して働きかけてまいりたいと考えております。

令和元年9月定例県議会 一般質問(10月1日) 教育長答弁要旨 17番 自由民主党 中村竜彦議員

【質問要旨】

- 3 会計年度任用職員制度の導入に伴う非常勤講師の待遇について
 - (1) 小中学校では、どのような場合に非常勤講師を任用しているのか。 また、常勤講師同様、非常勤講師の確保にも大変苦慮していると聞くが、現状はどうなっているのか。
 - (2) 会計年度任用職員制度が導入されることにより具体的に何が変わっていくのか。 また、法改正を機に非常勤講師の勤務条件等の適正化を図っていくと思いますが、 非常勤講師を確保するためにどのような取り組み、見直しを考えているのか。

【教育長答弁要旨】

(1) 小中学校の非常勤講師について、お尋ねをいただきました。

まず、小中学校における非常勤講師の任用についてでございますが、新任の教諭が 研修に参加する際の補充や、小学校における音楽や図工、英語などの授業の充実、複 数の教員で授業を行う少人数指導、さらには正規教員が2週間以上の療養休暇や介護 休暇を取得する場合の補充などに、県費負担で任用することとしております。

次に、非常勤講師の人材確保の現状についてでございますが、教育事務所や市町村 教育委員会では、新たな人材を探しても、なかなか見つからない状況にありまして、 本年9月時点で、県内の名古屋市を除く市町村立小中学校1,008校のうち100 校あまりで欠員が生じております。

なお、不足している学校においては、非常勤講師が行う予定であった授業を教頭、 教務主任、校務主任などの教員が行うことで、児童生徒の学習への支障が生じないよ うに対応しているところでございます。

(2) 次に、会計年度任用職員制度の導入に伴う非常勤講師の勤務条件等について、お尋ねをいただきました。

今回の地方公務員法の改正により、特別職非常勤職員の任用が顧問、調査員、学校 医等に限定され、現在、地方公務員法が適用されない特別職である小中学校等の非常 勤講師は、一般職へ移行いたしまして、新たに創設される会計年度任用職員に位置づ けられることとなります。

この会計年度任用職員は、一会計年度を超えない範囲で任用され、主に定型的・補助的業務を行う職であり、一般職として地方公務員法の適用を受けるため、これまで以上に公務員としての身分が保障される一方で、信用失墜行為の禁止や秘密を守る義務、職務に専念する義務など服務上の強い制約が課されることになります。

さらに、任用期間や勤務時間が一定以上の場合には、正規職員と同じように期末手 当の支給や結婚休暇等の有給休暇の取得が可能となります。

また、非常勤講師を確保するための取組につきましては、こうした勤務条件の見直 しを行うとともに、教育事務所単位での地域に根ざした講師登録制度を様々な場面で 紹介するなどいたしましてさらに充実し、優秀な講師の確保に努めてまいりたいと考 えております。

【要望要旨】

非常勤講師の待遇についてでありますけれども、これまで取り残されてきた問題として、小中学校の非常勤講師について、社会保険に入れないという問題がありました。と言いますのは、小学校の非常勤講師は1時間2,940円という時給制なのでありますけれども、社会保険の要件としては、一年以上の継続勤務であり、かつ週20時間以上の勤務であれば社会保険に入れるはずなんですけれども、夏休みというこの職業特有の8月が0時間勤務だという壁がありまして、このせいで毎年11カ月ずつの勤務で一年を通じて勤務しているとみなされず、例え0時間の8月を含めて平均週20時間勤務している場合であっても、社会保険に入れてもらえないという現状があります。

安倍政権になり、社会保険加入要件も引き下げられているのが今のこの国の流れなの にこれはわたくしは不合理だと思います。

また、来年から会計年度任用職員に切り替わることで、小中学校の非常勤講師は、これまでどおりの時給制なんですけれども、高等学校の非常勤講師はこれまで週ーコマで11,000円というこの単位の月給制であったわけでありまして、こちらは8月の夏休みであっても月給制ということで給料が支給されておりまして、1年以上の継続勤務となり、週20時間以上の要件を満たせば、社会保険に入れておりました。

しかし新たな会計年度任用制度によりますと、高校の非常勤講師も小中学校と同じ時 給制に統一されるということになっておりますので、ではこれまで社会保険に入れてい た高校の非常勤講師は社会保険をはく奪されてしまうのかと心配になりまして、あらか じめ担当課に伺いましたら、夏休みの補講等で対応するということでありました。8月に1時間でも勤務実績があれば通年勤務とみなされ、社会保険に入れるそうであります。であるのであれば、この会計年度任用職員制度が始まるという節目でもありますから、この際、小中学校の非常勤講師についても、8月に研修なり、教材研究なり、何か工夫をして夏休みのせいで通年勤務とみなされないという不合理を是非、是正をしていただきたく思います。非常勤講師はそもそも短時間勤務の方が多数派で、多いわけでありますが、しかしながら現実にこういう状況で社会保険に入れない非常勤講師の方が少なからず現実にいるということでありまして、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたしましてわたくしの一般質問を終わります。

令和元年9月定例県議会 一般質問(10月1日) 教育長・知事答弁要旨 20番 公明党 荻原宏悦議員

【質問要旨】

1 外国人の日本語教育支援について

- (1) 小中学校において、外国人児童生徒への日本語指導が着実に行われるように、県教育委員会としてどのように支援してきているのか、お伺いします。
- (2) 外国人児童生徒への対応は多様化・複雑化しており、関係機関が連携を密に取っていくことが重要になってくると考えます。外国人児童生徒の日本語教育への対応について、今後、どのように連携の強化を図っていくのか、お伺いします。
- (3) 本県の日本語教育推進のため、日本語教育専攻や規定単位を取得した専門知識のある学生を正規の教員として採用するべきと考える。

教員採用試験の特別選考枠を設けることが大変に有効であると考えるが、所見を伺う。

【教育長答弁要旨】

(1) 外国人児童生徒の日本語指導への支援について、御質問をいただきました。 県教育委員会では、1990年代に急増したブラジル人児童生徒に対応するため、 1992年3月に、外国人児童生徒対象の初期指導・生活適応に重点を置いた「指導 マニュアル」を作成し、外国人児童生徒が在籍する市町村において日本語初期指導に 取り組むことができるように支援してまいりました。

2016年度には、外国人児童生徒の急増に対応するため、日本語指導に実績のあるNPO法人の協力を得て、児童生徒の日本語初期指導プログラムを初めて作成いたしました。このプログラムでは、120時間分の系統的な学習のための計画が示され、これによって、指導者が見通しをもって、ポイントを押さえた支援ができるようになりました。

こうした日本語初期指導を受けることによって、外国人児童生徒は日本語によるコミュニケーション能力を段階を踏んで向上させることができ、生き生きと学校生活を過ごせるようになっております。

今後もこのプログラムの活用を促し、外国人児童生徒一人一人が着実に日本語を習得できるよう、市町村の取組を支援してまいります。

【知事答弁要旨】

(2) 外国人児童生徒の日本語教育への対応における、関係機関との連携強化について、私からお答えいたします。

愛知県は、在留外国人が全国2番目に多いこと、また、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が全国でも突出して多いことを踏まえまして、これまでも、県や市町村、さらにはNPOを始めとする支援団体などと連携いたしまして、全国に先駆けて様々な取組を進めてまいりました。

2008年には、地元経済界、企業などと協力をいたしまして「日本語学習支援 基金」を造成し、これまで地域の日本語教室や外国人学校への支援を継続をいたし ております。

また、2014年2月に取りまとめました「愛知県 多文化共生に向けた地域に おける日本語教育推進のあり方」に基づきまして、「あいち外国人の日本語教育推進 会議」を立ち上げ、関係諸機関の連携強化に努めております。

本年4月の改正出入国管理法の施行に伴いまして、日本一の産業県である愛知県では、さらに多くの外国人材が居住し、就労することが見込まれます。こうした動きをとらえまして、全国の自治体に先駆けて、今年の2月に設置をいたしました「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」におきましては、これはですね、この協議会は、愛知県が事務局になり、国の関係機関を全部入っていただいてですね、中部整備局とか農政局とかですね、さまざまな出先機関ですね、そうしたことも、経済産業局とかも入っていただき、また、県内の市町村、市長会、町村会、それから、経済団体ですね、それから連合さん、そうしたものを全部入っていただく、そうした協議会を作って、そこで労働環境の整備、生活環境の整備、そして日本語教育・日本語学習の充実を三つの柱のワーキンググループを作ってですね、それぞれ、具体的に市町村の皆さんを巻き込んで、さらに具体的に前進させていこうということでございます。4月の法律の施行の前に作ったものですから、法務省関係者は、施行前にやってくれるのかと驚いて、たいへん協力をしていただいているということでございます。

今後とも、庁内関係局や関係諸機関が情報や課題を共有し、必要な取組を相互に 連携・協力して実施をしていくことにより、外国人児童生徒への日本語教育の一層 の充実を図ってまいります。

【教育長答弁要旨】

(3) 次に、日本語教育推進のための教員採用について、お尋ねいただきました。

外国人児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、本県では、2007年度から教員採用選考試験において外国語堪能者選考を導入しており、ポルトガル語、スペイン語、中国語が堪能である人材の確保に努めてきております。2017年度からはフィリピノ語が堪能である人材の確保にも努めておりまして、小中学校において、これまでに約70名を採用してまいりました。

しかしながら、今後も外国人児童生徒の増加が見込まれますので、議員ご指摘の大学で日本語教育を学んだ学生の力を本県の教育現場で活用することは、外国人児童生徒の日本語指導を推進するうえで効果があるものと認識しております。

現在、県内には、日本語教育を学べる講座を開設している大学が10校程度ありますが、日本語教育の能力を実証できるような公的な資格制度が設けられていないことから、現段階では一定の特別な選考枠を設けることはなかなか難しい状況にあると考えております。

したがいまして、まずは、こうした日本語教育を専門的に学んだ人材が本県の小中学校の教員を目指していただけるよう、各大学において開催をしております「教員採用選考試験説明会」などの場を通じて働きかけをしてまいりたいと考えております。

【要望要旨】

外国人のための教員採用についてであります。

日本語教育の能力を実証できる公的な制度が設けられていないとの答弁でございますが、教員免許自体が、決められた単位を取得することによって得られる資格です。日本語教育も決められた単位を取得するということにおいては同じです。大事なのは必要な単位を取得したかどうかではないでしょうか。

さらに現在の特別選考の中にもポルトガル語等、外国語等ございましたけれども、こ ういったものにつきましても、まさに公的な証明をするものはない、そういった種類で ございます。状況は全く同じことだと思っております。

また、各大学において開催している教員採用選考試験説明会の場を通じまして働きかけていただけるということでございますが、特別選考を継続して検討していただくとともに、こういったPRを県内のみならず県外等にも周知徹底をしていただきたいと思います。

また、最後に実際に正規職員として採用されますことを要望いたしまして私の発言と いたします。

○議案審査

付託議案なし

【一般質問】

おおたけ りえ 委員(新政あいち)

○子どもの本離れを防ぐために

- ·愛知県子供読書活動推進計画(不読率、数値目標等)
- ・市町村への図書にまつわる補助
- ・高校生のビブリオバトル
- ・学校図書館図書整備計画、県立学校における学校司書

不読率は、1 か月の間に 1 冊も本を読まなかった子供の割合であるが、平成 30 年度の不読率は高校で 41.0%、小中学校については、直近の調査が平成 29 年度で、小学校 6.5%、中学校 12.3%。第三次計画における目標は、平成 30 年度末で小学校 3%以下、中学校 5%以下、高等学校 25%以下であり、いずれも目標に達していない。

数値目標の設定を変えた理由で、不読率については、目標値が高すぎて非現実的であるとのパブリックコメントの意見も参考にして変更した。

「一斉読書等読書活動実施率」については、平成29年度の小学校の数値が98.6%、中学校の数値が95.1%と、すでに高い水準にあり、「現況値以上」としてこの水準を維持したいと考えたものである。

「高等学校の不読率」については、第三次計画期間中で最も良かった数値の平成25年度、33.5%を上回ることを現実的な目標として設定したものである。

市町村への図書にまつわる県補助金についてはない。県教育委員会では、県内の市町村、図書館、学校、民間団体等との「愛知県子供読書活動推進協議会」を組織し、情報の共有化や協働事業の実施などの連携・協力を推進することにより、市町村の読書活動の推進を支援している。

高校生のビブリオバトルについては、文部科学省の調査でも、高校生の時期は友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向があり、友人等からの本の紹介などの働きかけが、高校生の不読率改善のために有効とされている。これを踏まえ、今年度初めて県教育委員会主催の「高校生ビブリオバトル愛知県大会」を開催することとし発表者については、9月末で締切り、25名。観戦者については、10月7日正午現在108名の申し込みがある。

また、いくつかの市町村でもビブリオバトルを実施していると聞いているが、今回の県大会における優勝者始め参加者から推薦のあった本をホームページ上などで情報提供し、多くの市町村にビブリオバトルが広がっていくよう努めていく。

高等学校の図書館への新聞配備に必要な経費については、平成29年度から新たに地 方交付税措置されたが、新聞配備のような全国標準的な経費については、法令に基づ いて機械的に算定されており、算定経費について、地方公共団体の実施を義務付けるものではなく、新聞配備経費を含めた学校運営費全般において、必ずしも、交付税措置どおりの予算計上とはなっていない。なお、新聞代のように全校一律の経費については、一般分として一括して予算計上し、個別の計上は行っていないが、平成29年度に新聞配備に係る地方交付税が新たに措置されたものの、学校運営費全体では交付税措置額が近年減少傾向にある中、県立高校の運営費全体の予算額については、現行水準の維持に努めている。

また、学校司書の配置に係る地方交付税措置については、小中学校が対象となっており、高等学校は対象となっておらず、本県に対しては措置されていない。

県立学校における司書の配置状況については現在のところ「司書」という職名で配置されている職員はいない。なお、事務職員や実習教員のうち1名が、主に図書館業務に従事していることが多い。そうした職員が配置されている学校は、平成30年度で150校中82校となっており、全体の54%である。

また、学校図書館法一部改正による学校司書の配置については、全ての学校において、図書館業務を校務分掌に位置づけて、組織的に進めている。さらに、12 学級以上の全ての学校で教員の中から司書教諭を選任し、配置しており、読書指導の推進など図書館機能の活性化を図っている。今後は、本年度中に策定する第 2 期県立高等学校教育推進実施計画の中で、図書館機能の充実や学校司書の配置について研究していくよう検討してまいりたい。

○不登校について

- ・本県の現状と対策、支援
- 支援機関の連携体制

小中学校については、新たな取組として、不登校児童生徒の「継続数」と「新規数」をもとに、状況を分析するという新たな視点で、支援の方向性を見直すように、市町 村教育委員会に働きかけている。

また、県教育委員会が実施する「魅力ある学校づくり調査研究事業」や「愛知県生徒指導推進協議会」において、「わかる授業」「楽しい学校」をキーワードとして、不登校の未然防止につながる取組を実践してもらい、その成果を、市町村教育委員会の担当者が集まる会議の中で伝えたり、ホームページ上に紹介したりしている。

支援について、スクールソーシャルワーカーが配置されている市町村においては、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をすることで、不登校児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築・連携等を行っている。スクールソーシャルワーカーが配置されていない市町村の多くは、不登校児童生徒に対して、家庭教育コーディネーターや民生委員、不登校児童生徒の話し相手・遊び相手となり、心を開くことをねらいとした大学生ボランティアによるホームフレンド等が、不登校児童生徒の状況を把握した上で、家庭への訪問を行っている。

スクールカウンセラーにおいては、学校内で児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への助言等を中心に行っているが、支援の一つとして「家庭訪問をすることができる」ことを、各市町村教育委員会のスクールカウンセラー担当者が集まる会の中で伝えており、実際に、スクールカウンセラーが家庭訪問をしているケースもある。不登校児童生徒を専門的な立場からさらに支えていくために、今後も、スクールカウンセラーの家庭への訪問を支援の一つとして選択できることを、改めて市町村教

育委員会に周知していく。

専門家や関係機関等の連携体制については、学校においては、教員以外の外部の専門家とも協力して「チーム学校」として、不登校児童生徒の状況を捉え、不登校になっている児童生徒に適した支援を進めている。実際に、校内のいじめ不登校対策委員会やケース会議等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加し、不登校児童生徒への対応について議論している学校もある。また、市町村教育委員会においても、不登校となっている児童生徒の状況を確認し、具体的な対策を練っていく必要があり、現在、教育委員会や教員だけでなく、医師や臨床心理士、社会福祉士等の専門家や、適応指導教室や相談センター等の関係機関を交えて、対策協議会等が開かれている。県教育委員会としても、各市町村教育委員会の担当者を集め、不登校対策についての研修の場を設けたり、各市町村の不登校対策における情報交換の場を設けたりするなかで、様々なケースに対応できるよう、連携を図っている。

高等学校については、不登校の結果、中途退学といった状況を招かないよう入学生徒について、入学後、早い段階で面談などにより、不登校経験生徒の把握に努めており、把握した情報などを踏まえて、スクールカウンセラーなどの外部専門家の助言を得るなどして各生徒の状況に応じた対応を進める。生徒が不登校状態に陥った場合には、義務教育段階の学校と同様の初期対応を実施しているが、不登校状態を早急に解決しようとする対応が、かえって生徒を苦しめることにならないよう、各生徒の状況や心情に応じた支援を心がけている。また、在籍校への復帰が困難となった場合、生徒の学びが継続されるよう、生徒・保護者のニーズに応じて、転学、就労先の相談や高校卒業程度認定試験の案内なども行っており、状況によっては県立城北つばさ高校の秋季入学や県立旭陵高校および県立刈谷東高校の通信制課程への転学なども案内している。

○いじめ・情報モラルについて

・SNSやインターネットによるいじめへの対応、情報モラル

平成22年度から民間事業者に委託し、インターネット上の県立学校に係る不適切な書き込みなどの検索を行うネットパトロール事業を実施している。昨年度はいじめの恐れのある書き込みなどが15件検出されており、いじめの未然防止に成果を上げている。また、同じく昨年度、個人を特定できるような画像など個人情報の流布については5330件検出されており、これらについて該当生徒への指導を実施することで情報モラルの観点においても効果を上げている。また、多くの小中学校や高等学校では、警察や通信事業者等と連携した児童生徒対象のスマホ教室や保護者対象の研修会など、SNS等の適切な利用や家庭でのルール作りの大切さについて啓発する取組が進められている。SNS相談については、昨年度、法務局が春日井市で実施した試行的な取組に協力した。こうした法務局の取組やSNS相談をすでに導入している自治体の取組を参考に研究を進めたい。

情報教育については、小中学校の「特別の教科 道徳」、中学校の教科「技術・家庭」、高等学校の教科「情報」で行い、情報社会の中で他者への影響を考えながら、 適切に行動するための知識の習得や態度の育成に努めている。

○放課後子ども教室について

- ・共通プログラムの実施
- 学校施設の利活用

国は、2014年度に策定し、昨年度改定した放課後子ども総合プランに基づき、全ての小学校区で2023年度までに放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目指している。

これまで、県としても、市町村にその実施を働きかけ、県内の実施校区の割合は、 2014年度の33.9%から、毎年少しずつ増加しているところである。

共通プログラムの実施に関する違いは、児童クラブや子ども教室、それぞれの設置・運営方針、設置数や立地等の状況、日数や内容等の実施状況、支援員や指導員の配置状況、保護者の費用負担などを考慮して、実施主体である市町村が判断した結果であると考えている。

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行えるようにするために、学校施設を有効に活用することは重要と考える。

「放課後子ども総合プラン」を推進するため、福祉部局と連携し、学識経験者、学校や市町村関係者、PTA代表などで構成する放課後子ども総合プラン推進委員会を年2回開催し、学校施設の活用促進を含め、両事業で充実した取組が推進されるよう協議を行ってきているが、一層の協議を重ね、そこで得られたプランの円滑な実施に効果的な知見を、市町村担当者会議や実地検査の場などを通じて市町村に伝えていく。

また、2017年度に作成した「放課後子ども教室参考事例集」で紹介してきたが、特別教室や図書室、体育館や校庭など、学校内で工夫して実施している市町村の好事例を収集し、市町村教育委員会に情報提供するとともに、年3回実施する放課後子ども総合プラン研修会や、市町村教育長会議でも取り上げて、学校施設の一層の活用促進を働き掛けていく。

原 よしのぶ 委員(自由民主党)

- ○県立高校学生服について
 - 制服メーカー、販売店の選定方法、販売価格
 - ・選定等における教育委員会におけるガイドラインやマニュアル

新たな制服をつくる時には、まず、制服の在り方やデザイン等を検討する制服制定委員会等を校内に立ち上げ、その委員会において協議する。委員会は、校長、教頭をはじめ、担当教員、PTA代表等により構成されることが多いと考えている。委員会では、複数の製造業者(メーカー)からデザイン案を提出させ、コンペ等を行い、生徒、保護者、職員の意見を踏まえ、制服のデザインを決定している。

先日、全ての県立高校全日制課程を対象として行った調査では、製造メーカーの 選定方法については、コンペにより決定した学校が40校、競争入札により決定した 学校が7校、見積もり合わせにより決定した学校が7校、その他が94校であった。 その他と回答した学校の中では、製造メーカーについては販売店に任せているとの 回答が多かった。なお、複数回答した学校などもある。 販売店の選定方法については、コンペにより決定した学校が10校、競争入札により決定した学校が7校、見積もり合わせにより決定した学校が13校、メーカーに一任している学校が12校、その他が106校であった。その他の内容として多かったのは、現在の販売店が選定された方法については不明、しばらく選定を行っていないであった。他には、新規参入の申し出があれば適宜判断している、制服検討委員会で協議しているというものなどもあった。

販売価格をどこが決定するのが一番望ましいのかについては、平成29年11月に公正取引委員会から出された「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」では、学校は制服の取引に関与する場合、業者間の競争が有効に機能するよう配慮することが期待されている。その中で、学校が制服メーカーに対してコンペや見積もり合わせを行う際に、学校が制服の販売価格に関与する場合には、コンペや見積もり合わせにおいて制服メーカーに求める提示価格を販売店への卸売価格とすること等の方法によることが望まれるとされている。学校には、このことについて留意するよう伝えてまいりたい。

教育委員会におけるガイドラインなどの方向性を示すことについては、制服の選定や見直しは、平成30年3月19日付けで文部科学省から「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて」という通知が発出されており、教育委員会としても各学校に対して、適切に対応するよう通知したところである。

教育委員会としては、改めて文部科学省からの通知について校長会で説明する。 また、留意すべき点を教育委員会として整理し、他県の取組なども参考にして必要 な対応を検討し、各学校における制服の選定が適切に行われるようすすめていきた い。

○熱中症対策について

- ・今年度と昨年度における事故件数及び学校種別
- 熱中症対策の指導
- ・学校行事の中止等の判断基準、WBGT値の把握、測定器等

今年度、県教育委員会に報告があった熱中症の事故件数は、9月末現在で11件、人数は75人となっておりその内訳は、小学校が2件で3人、中学校が3件で9人、県立高校が6件で63人となっている。また、昨年度は、同時期で合計5件で11人であり、その内訳は小学校が1件で1人、中学校が1件で5人、県立高校が3件で5人となっている。

各学校への指導について、県教育委員会では、5月と7月の2回、熱中症に関する通知文を発出し、熱中症の疑いのある場合の措置などについて、周知を図ってきた。また、今年度は夏休みに入る前に、県内全ての学校の児童生徒及び保護者に向けて知事から熱中症予防のメッセージを発信しているが、通知以外の取組としては、5月末に教員を対象とした「学校事故対応講習会」において、日本スポーツ振興センター職員を講師に招き、熱中症事故の防止に関する講義を行った。

また、8月には養護教諭を対象とした「学校保健講座」において、熱中症の講義 に加えて、熱中症事故を想定したグループワークを行っている。

学校行事の中止等の判断基準については、県教育委員会としては、「あいちの学校安全マニュアル」を作成し、全ての学校に配布しており、この中に、湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れたWBGTとも呼ばれる「暑さ指数」を指標とした「運

動に関する指針」を掲載している。その内容は、例えば暑さ指数が 28℃以上の場合は、激しい運動などは避ける、31℃以上の場合は、運動は原則中止するなどとなっており、各学校は、この指針を参考に学校行事の実施を判断しており、今年度の体育大会については、実施日を延期したり、午前中のみに縮小したりした学校もあった。

暑さ指数を測定する機器の保有状況について、県教育委員会で調査したところ、 県立高校は150校中87校で、特別支援学校は30校中22校において保有していた。 当該機器を保有していない学校においては、体育の授業や体育大会などの学校行事 の中止・縮小等を判断するため、環境省の熱中症予防情報サイトに掲載されている 近隣の暑さ指数などを参考にするよう、各学校を指導してきたところであるが、環 境省の県内における暑さ指数の測定点は11か所にとどまっていることから、測定点 から離れた学校においては、実際の値と誤差が生じることも事実である。

県教育委員会としては、こうした課題があることや、近年、猛暑傾向にあることを踏まえ、暑さ指数を測定する機器を保有しない県立学校への測定機器の配備を今年度中に終えることにより、各学校における児童生徒の熱中症事故の未然防止に努めてまいりたいと考えている。

直江 弘文 委員(自由民主党)

- ○ⅠCT環境の整備状況について
 - ・環境整備の今後の取組

これからの学校教育には、ICT機器の活用は不可欠であり、早急にICT環境整備を進めていく必要があると考えている。来年からは小学校においてプログラミング教育が実施される。こうしたICT機器の整備は急務であると認識している。ICT環境整備のための経費については、地方交付税で措置されているところであり、県としては、県立学校のICT環境整備を進めると同時に、市町村に対しても、同様に整備を働きかけてまいりたい。

しかしながら、ICTの環境は日々急速に進展しており、高度化・専門化するICT環境の整備を進めていくためには、機器・ネットワークの構築・導入経費の確保とともに、それらを運用・管理できる人材の確保が必要である。市町村においては、県よりもさらに、こうした人材や予算の確保は困難な課題である。民間企業との連携や外部人材の活用も視野に入れながら、効率的なICT環境の整備が計画的に推進されるよう市町村に強く働きかけてまいりたい。

かじ山 義章 委員(新政あいち)

- ○県立特別支援学校の医療的ケアについて
 - ・医療的ケアが必要な子どもの数、通学状況、支援
 - ・看護師の配置、業務

県立特別支援学校の通学生のうち、医療的ケアが必要な幼児児童生徒数は、今年度は214名である。障害種別では、肢体不自由特別支援学校は7校で200名となっており最も多く、聾学校は3校で6名、病弱特別支援学校は1校で5名、知的障害

特別支援学校は2校で3名である。盲学校には在籍はない。

今年度の看護師配置は、肢体不自由特別支援学校7校に68名、聾学校3校に各1 名の計3名、病弱特別支援学校1校に1名、全体では計72名を配置している。

72 名のうち、肢体不自由特別支援学校 7 校には、それぞれ 1 名の計 7 名を常勤看護師として配置している。また、非常勤看護師を 65 名配置しており、肢体不自由特別支援学校 7 校に 61 名、聾学校 3 校に各 1 名の計 3 名、病弱特別支援学校 1 校に 1 名という状況である。

看護師の業務について、非常勤看護師は一般職の非常勤職員として、週 29 時間の 勤務を上限とし幼児児童生徒への医療的ケアの実施、健康面・衛生面等の指導の補助を業務としている。

具体的な医療的ケアの内容としては、痰の吸引、経管栄養、導尿が中心である。 この他に、人工呼吸器や酸素濃縮器の管理などの行為が認められる場合がある。

看護師の校外学習への引率業務については、校内での医療的ケアの実施に支障がなく、校外においても安全に実施が可能と判断できる場合は、看護師が校外学習へ同行して医療的ケアを行うこととしている。

しかしながら、宿泊を伴う学校行事については、校内の医療的ケアの実施に支障が出ることから、現在、看護師の同行はしていない。

小中学校においては、通常、医療的ケアが必要な児童生徒の在籍は1名の場合が 多く、看護師が配置されていれば、宿泊を伴う校外学習に看護師が同行しても支障 はないと考える。

看護師の配置については、毎年、各学校に対して、翌年度の対象の幼児児童生徒数や必要とする医療的ケアの内容、必要とする看護師数を調査し、一人一人の幼児児童生徒の医療的ケアのニーズを把握・精査した上で予算措置し、各学校へ配置している。千種聾学校では異なる学年に医療的ケアが必要な4名の児童が在籍しており、現状1名の看護師配置であるため、全校幼児児童がかかわる行事や医療的ケアが必要な児童全員が同じ場所へ出かける場合には、看護師が校外学習に同行しているが、学年単位の校外学習については、看護師は校内の医療的ケアを優先し、校外学習への同行は行っていない。

看護師の配置については、毎年、各学校に対して、翌年度の対象の幼児児童生徒 数や必要とする医療的ケアの内容、必要とする看護師数を調査し、一人一人の幼児 児童生徒の医療的ケアのニーズを把握・精査した上で予算措置し、各学校へ配置し ている。

県立特別支援学校の医療的ケアが必要な子どもたちへの支援を検討する場については、校内検討委員会を設置しており、自校の医療的ケアの安全な実施や校内の連携体制、個々の事例などについて協議している。また、特別支援教育課主催の「愛知県特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」では、特別支援学校において実施すべき医療的ケアの内容及び実施・連絡体制並びに緊急時の対応方法等について協議している。医療的ケア実施校の校長も委員となっており、保護者の意見や意向なども校長を通じて取り上げることができるようになっている。

昨年度から福祉局福祉部障害福祉課が主催している「愛知県障害者自立支援協議会」の中に「医療的ケア児支援部会」が設置され、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等が連携し、医療的ケア児支援における地域の課題や対応策などについて協議、検討している。

特別支援学校に通学している医療的ケアが必要な幼児児童生徒の多くは、保護者による送迎で通学している。スクールバスを配備している学校に在籍する医療的ケ

アが必要な児童生徒のうち、バス乗車中に医療的ケアを行う必要がない児童生徒については、各校において安全面などを確認のうえ、スクールバスに乗車している場合もある。また、たんの吸引など必要に応じて医療的ケアを行う児童生徒については、スクールバスに乗車できないこと、送迎が必要な理由などを保護者の方に説明し、合意形成を図ったうえで各校が保護者に送迎を依頼している。

県内5つの聾学校のうち、幼稚部、小学部を設置している千種聾学校を含む4つの聾学校では、「幼稚部は保護者同伴で授業を受け、保護者にも聴覚障害の幼児とのかかわりを学んでいただくこと」や「小学部は自立に向けて自力通学を練習し、小学校4年生ごろから自力通学を行うこと」の理由により、スクールバスの運行はしておらず、医療的ケアの有無に関わらず保護者の送迎での通学または自力通学を行っている。

県の特別支援学校の医療的ケアについては、安心・安全を第一に、その専門職である看護師を配置し、看護師によるケアを実施してきた。

特別支援学校に在籍する児童生徒の医療的ケアは、医師や看護師等でなければ対応できない行為が多く、最近の傾向としては、医療的ケアの内容が、より複雑化し熟練を要するものに変化してきている状況がある。

今後の医療的ケアが必要な子どもへの支援については、各校の実情に合わせて看護師の適正配置を行い、必要に応じて看護師の増員をするなど、看護師による医療的ケア実施体制の充実を図っていく。また、教員は、看護師との連携や保護者との連絡調整を行い、よりよい授業や学習活動が可能となるよう、引き続き努めていく。

宿泊を伴う学校行事への看護師の同行や通学環境の整備など、医療的ケアに対する課題については、医師などの専門家や保護者などの関係者の意見を聞きながら研究を進めてまいりたい。

佐波 和則 委員(新政あいち)

- ○教員の採用試験について
 - ・近年の応募倍率、倍率低下の原因分析
 - ・応募者数の増加に向けての施策

本年度実施した採用選考試験の応募倍率は、小学校教員が 3.2 倍、中学校教員が 5.7 倍、高等学校教員が 6.5 倍、特別支援学校教員が 3.4 倍であった。

直近5年間をみると、学校の種別によっては、採用予定者数の減少により、応募者数が減っても倍率が一時的に上がった年度もあるが、全体として倍率は低下傾向にある。

教員の定年等による大量退職に伴って、最近は毎年、採用予定者数が 1,400 人強と大規模になっている状況もあるが、これに、多忙化などのブラックイメージによる教員離れや、好景気による民間企業志向といった要素も加わって、応募者(志願者数)は減少傾向にある。さらに、教員養成系大学を目指す受験生や、大学の教職課程を履修し教員免許状を取得する学生も、減少傾向となっており、こうしたことも原因であると分析している。

特に、小学校教員については、複数教科を教えることに加え、新学習指導要領の 全面実施に伴う英語の教科化、プログラミング教育の必修化により、今後、負担が 一層増え、より長時間勤務になるというイメージを持たれていること。

中学校教員については、小学校以上に、部活動指導や生徒指導などで多くの時間がとられる上に、授業の準備や諸会議等で、長時間勤務の傾向があり、今後もその状況が続いていくというイメージを持たれていること。特別支援学校教員についても、小中学校教員と同様であること。

また、高等学校教員については、教員養成系学部以外からの受験者が多く、民間企業への就職を希望する学生が増えていることが原因と考えている。

今後の応募者数の増に向けての施策については、志が高く能力のある人材を確保 するためにも、まずは、2017年3月に策定した「教員の多忙化解消プラン」に沿っ て、教員の働き方改革を着実に進めていく必要があると考えている。

また、4月・5月の大型連休を中心に教員志願者を対象とした「教員採用試験説明会」を県内3か所と県外4か所で実施するとともに、10月から12月には職員が各大学に出向いて学生向けの採用選考試験説明会を実施してきているが、今後、こうした機会を捉えて、教員の多忙化解消プランの取組状況を説明するとともに、いきいきと働く学校現場の写真等を活用するなどして教員という職業の魅力を積極的に伝えていくことも考えている。加えて、休暇制度等についても丁寧に説明していく。

さらに、大学への働きかけとして、10月2日に開催した、令和3年度愛知県公立 学校教員採用選考試験の教職担当者説明会において、中部地区の36大学に対して、 教員養成系学部以外では教職課程の講義が土曜日や夕方などの遅い時間帯に設定さ れていることが多く、学生の教員免許取得への負担感に繋がっていることもあるの で、負担軽減に向けた取組を要望したところである。

また、高校生の段階から教職の魅力を知り、関心を高めてもらうため、2018 年度 に半田東高等学校と豊橋南高等学校の普通科に「教育コース」を新設し、教員を志 す生徒を支援しているが、県立校長会と連携し、この他の高等学校においても進路 説明会などで教職の魅力を伝える取組を進めてまいりたい。

さらに、優秀な人材をしっかりと確保するための教員採用選考試験の実施方法の 検討などを行っていきたい。

加藤 貴志 委員(公明党)

- ○外国人の義務教育段階の不就学について
 - ・全国調査結果に対しての今後の対応

今回の調査によると、不就学の可能性のある外国人児童生徒数は、東京都の7,898人、神奈川県の2,288人に次いで、3番目に多い1,846人という結果になっている。

多文化共生推進室が作成している「多文化共生推進プラン 2022」では、2018 年は 2,664 人の不就学と推計された外国人児童生徒数を、2022 年までに、1,800 人にするという目標値を掲げており、今回の調査は、算出方法が若干異なるものであるが、目標値に着実に近づいているものと考えている。また、愛知県の就学率は87.0%となっており、不就学の可能性のある外国人児童生徒が多い他県と比べると高い状況となおり、NPO法人や市町村、関係部局が連携し、住民登録があるにもかかわらず就学していない子供たちの自宅を訪問するなど、就学促進の取組を定期的に行ってきた結果であると受け止めており、今後も、外国人児童生徒の増加が予想されるので、外国人児童生徒の不就学問題は、改善する必要があると考えている。

愛知県に就労した外国人の方が将来、労働者としてだけではなく、生活者としても地域で受け入れられるようにすることが大切であり、外国人の子供たちへの教育の充実は、ますます重要になるので、不就学の子供たちを少しでも減らしていく努力をしていかなくてはならないと考えている。

今回の結果を受けて、県教育委員会としては、多文化共生推進室や市町村の担当 部局と連携を一層図り、不就学の子供たちを減らしていく取組を更に進められるよ う働きかけていく。